

## 第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画の策定にあたって

東大和市は、平成15年3月、市民と行政が一体となって望ましい地域社会を築き上げていくための指針の役割りを担い、将来の東大和市を展望したまちづくりの目標と基本的な施策を明らかにした東大和市第二次基本構想を策定し、市政の運営を行ってまいりました。

この基本構想の中で、障害福祉施策については、「ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます」と定めています。

市はこれまで、この基本構想を指針とし、第三次基本計画、第三次東大和市地域福祉計画及び障害者自立支援法に基づく第1期東大和市障害福祉計画を元に各種障害福祉施策を推進してまいりました。

この度、平成18年度に策定いたしました第1期障害福祉計画の改定に際し、第2期東大和市障害福祉計画を障害者基本法に定める障害者計画と一体的に策定することとし、市民の皆様のご意見を踏まえ、第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画として策定いたしました。

私は、第1期東大和市障害福祉計画から承継する本計画の理念、「障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現」に向け、引き続き障害福祉施策を推進してまいります。

今後とも、市民の皆様並びに市議会の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

東大和市長 尾又 正則

